

三沢市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断を希望する市内の木造住宅の所有者に対し、市が予算の範囲内において耐震診断員を派遣して耐震診断を実施することにより、当該木造住宅の耐震性の確認と耐震改修の意識啓発を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を診断すること（2015年改訂青森県木造住宅耐震診断シート(等)によるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された耐震診断を行う者をいう。
- (3) 派遣対象者 第3条第1項各号に該当する住所の所有者等（法人を除く。所有者又はその親族であって、当該住宅に居住し、又は居住することを予定している者をいう。）で、第5条第1項の規定による派遣の決定を受けた者をいう。

(対象住宅)

第3条 この要綱に基づき市が耐震診断員を派遣して耐震診断を行う事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、三沢市内に存し次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築された住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）による木造平家建て又は木造二階建ての住宅
- (3) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延床面積の1/2以上を住宅の用に供し、かつ、その他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る。）であること。

- (4) 原則として、延床面積が200㎡以下であること。(200㎡を超える場合は別途協議するものとする。)
- (5) 三沢市暴力団排除条例(平成24年条例第11号)に定める暴力団と関係していない住宅
- (6) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者(当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち一人)は、構造的に独立した棟毎に、三沢市木造住宅耐震診断員派遣申込書(様式第1号)により市長に申し込むものとする。
(派遣の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断員の派遣を決定したときは、その旨を三沢市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により当該申込者(以下「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を三沢市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書(様式第3号)により当該申込者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、決定通知書を受領した後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに三沢市木造住宅耐震診断員派遣辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 市長は、派遣対象者が次のいずれかに該当すると認められたときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したと

き。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、三沢市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（耐震診断員の派遣）

第8条 市長は、派遣診断員を決定したときは、速やかに当該派遣診断員を派遣するものとする。

（派遣に要する費用負担）

第9条 耐震診断員の派遣に要する費用並びに市及び派遣対象者の負担額は、別表に定める額とする。

（業務の委託）

第10条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

（診断結果の通知）

第11条 耐震診断の結果は、三沢市木造住宅耐震診断結果通知書（様式第6号）により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣依頼者に対する指導及び助言）

第12条 市長は、耐震診断結果に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（派遣診断員等の責務）

第13条 派遣された耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断を行う際に職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 派遣された耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該耐震診断に関し、派遣対象者から第9条に規定する費用負担以外の金銭を受け取ること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。

(3) 診断業務を他に委託し、又は請け負わせること。

(4) その他派遣診断員等としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 5月10日から施行する。

別表（第9条関係）

| 区分 | 延床面積 | 診断費総額 | 公的負担 限度額 | 派遣対象者 負担額 |
|------------------------|-----------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 耐震診断員 の派遣に要 する費用 | 200 m ² 以下 | 1棟当たり 147,000円 | 1棟当たり 136,000円 | 1棟当たり 11,000円 |

※ 延床面積が200 m²を超える場合の診断費総額及び派遣対象者負担額は、次の区分表による。

【区分表】

| 区分 | 延床面積 | 診断費総額 | 公的負担 限度額 | 派遣対象者 負担額 |
|------------------------|--|-------------------|-------------------|------------------|
| 耐震診断員 の派遣に要 する費用 | 200 m ² 超 ～ 250 m ² 以下 | 1棟当たり 168,000円 | 1棟当たり 136,000円 | 1棟当たり 32,000円 |
| | 250 m ² 超 ～ 300 m ² 以下 | 1棟当たり 189,000円 | 1棟当たり 136,000円 | 1棟当たり 53,000円 |
| | 300 m ² 超 ～ 350 m ² 以下 | 1棟当たり 211,000円 | 1棟当たり 136,000円 | 1棟当たり 75,000円 |
| | 350 m ² 超 ～ 400 m ² 以下 | 1棟当たり 232,000円 | 1棟当たり 136,000円 | 1棟当たり 96,000円 |

※ 上記金額は、すべて消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 400 m²を超える場合は、要相談。